

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年3月13日
【事業年度】	第95期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第95期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所には_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレートガバナンスの状況】

(2) コーポレートガバナンスに関する体制の整備状況

(訂正前)

① 会社の機関

<略>

なお、当社の取締役は15名以内とする旨を当社定款第20条に定めており、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を同第21条第2項に定めております。

<略>

(訂正後)

① 会社の機関

<略>

なお、当社の取締役は15名以内とする旨を当社定款第20条に定めており、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨ならびにその選任決議は累積投票によらない旨を同第21条第2項および第3項に定めております。

<略>

(訂正前)

② 監査体制

<略>

監査委員会の常勤監査委員と経営監査部は、内部監査部門との連携をはかり、内部監査担当執行役や内部監査部署と定期的に、あるいは必要に応じて会議を設定し、全般的な監査活動の情報を共有するだけでなく、内部統制に関する取り組み状況などについても意見交換を行っております。また、当社の内部監査部署を通して、主要な国内外子会社の内部監査結果の報告を受けております。

さらに、会計監査人である監査法人は、定期的に監査委員会に出席し、実施した監査結果を適時報告しております。一方、常勤監査委員は必要に応じて会計監査人が実施する個別の監査に立ち会うほか、当社グループ全体の会計に関する内部統制の状況について情報を収集し、連結決算における監査の質の向上につとめております。

<略>

(訂正後)

② 監査体制

<略>

監査委員会の常勤監査委員と経営監査部は、内部監査部門との連携をはかり、内部監査担当執行役や内部監査部署と定期的に、あるいは必要に応じて会議を設定し、全般的な監査活動の情報を共有するだけでなく、内部統制に関する取り組み状況などについても意見交換を行っております。また、当社の内部監査部署を通して、主要な国内外子会社の内部監査結果の報告を受けております。なお、当社の監査委員会（5名の取締役で構成）の職務を補助する経営監査部の人員は5名であり、内部監査実施部門である内部統制推進部の人員は16名であります（平成19年3月31日現在）。また、監査委員会の監査は、監査委員会規則および監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則ならびに監査委員会監査基準を含む監査に関する各種の規程等にもとづいて毎年策定される監査計画に従い実施され、内部統制推進部による内部監査は、当社の内部統制ポリシーおよび執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則ならびにE N W（エーザイネットワーク企業）内部統制基本規程を含む内部監査に関する各種の規程等にもとづいて、毎年策定される内部監査計画に従い実施されています。

さらに、会計監査人である監査法人は、定期的に監査委員会に出席し、実施した監査結果を適時報告しております。一方、常勤監査委員は必要に応じて会計監査人が実施する個別の監査に立ち会うほか、当社グループ全体の会計に関する内部統制の状況について情報を収集し、連結決算における監査の質の向上につとめております。

<略>

(訂正前)

④ 社外取締役の独立性

指名委員会が決議した社外取締役については、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たすとともに、以下の指名委員会が定めた社外取締役の独立性の要件（2006年11月29日改正）を満たしております。

<表略>

(訂正後)

④ 社外取締役の独立性

指名委員会が決議した社外取締役については、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たすとともに、以下の指名委員会が定めた社外取締役の独立性の要件（2006年11月29日改正）を満たしております。

<表略>

なお、当社の社外取締役と当社との資本的関係（当社の社外取締役による当社株式の保有状況）につきましては、「第4 提出会社の状況、5 役員状況」の所有株式数の欄に記載しているとおりであり、その他の取引関係および利害関係はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

<表略>

記載なし

(訂正後)

<表略>

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

② 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利